

ふじみ衛生組合地元協議会の傍聴等に関する取扱要領

令和3年7月19日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱（平成21年8月21日施行。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づきふじみ衛生組合地元協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(非公開とすることができる会議)

第2条 要綱第7条第3項ただし書に規定する会長が必要と認めるときとは、審議等の内容がふじみ衛生組合情報公開条例（平成15年ふじみ衛生組合条例第1号）第6条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれがあると認めるときとする。

(会議開催の事前公表)

第3条 協議会の会議を開催する場合は、会議の日時、会場等を事前に、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表しなければならない。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 何人も、要綱第7条第3項ただし書の規定により協議会の会議が非公開とされたときを除き、協議会の会議を傍聴することができる。ただし、会場等の状況に応じ、傍聴することができる者の定員を定めるものとする。

2 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望するものが前項の定員を超えることが明らかな場合等は、事前申込み、抽選等によることができる。

3 協議会の会議を傍聴する者は、会場の秩序維持に関し会長の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言をしないこと。

(3) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等掲げる等示威的行為をしないこと。

- (4) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

4 傍聴人は、要綱第7条第3項ただし書の規定により協議会の会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

5 傍聴人が前2項の規定に違反するときは、会長は、その者を退場させることができる。

(会議資料の提供等)

第5条 協議会の会議が公開されるときは、当該会議に付する資料(ふじみ衛生組合情報公開条例(平成15年ふじみ衛生組合条例第1号)第6条各号に該当する情報が記載されているものを除く。)を当該会議を傍聴する者に提供し、又は閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第6条 ふじみ衛生組合は、協議会の会議について、会議録(協議会の会議の内容の要旨を記録したものをいう。以下同じ。)を作成し、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した者の氏名
- (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (7) 傍聴人の数(会議を公開した場合に限る。)
- (8) 発言の内容の要旨(協議会が必要と認める場合に限り、発言者の氏名を含む。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

2 協議会の会議録の内容については、協議会の確認を得るものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第7条 ふじみ衛生組合は、公開された協議会の会議に係る会議録の写しをクリーンプラザふじみの受付窓口における閲覧及びインターネットを利用した閲覧に供する。

(オンライン開催時の傍聴の特例)

第8条 協議会の会議をWeb会議システムによるオンラインで実施する場合の傍聴は、要綱第7条第3項ただし書の規定により協議会の会議が非公開とされたときを除き、Web会議システムへ入室を認めることにより行うものとする。この場合において、傍聴人はWeb会議システムのカメラ及びマイクをオンにしてはならない。

- 2 オンライン開催時の傍聴人の定員は10人以内とし、傍聴希望者は開催日の1週間前までに氏名、電子メールアドレスをふじみ衛生組合に届け出るものとする。
- 3 傍聴人の決定方法は先着順とし、ふじみ衛生組合は決定した傍聴人に対し、届け出られた電子メールアドレス宛にWeb会議システムへの入室に必要なIDとパスワードを送信する。
- 4 オンライン開催時の協議会の会議に付する資料(ふじみ衛生組合情報公開条例第6条各号に該当する情報が記載されているものを除く。)は、開催日当日、ふじみ衛生組合のホームページに掲載するものとし、前項で決定した傍聴人は、必要に応じて、これをダウンロードし閲覧するものとする。
- 5 通信回線の不具合により傍聴人に不利益が生じたとしても、協議会及びふじみ衛生組合はその責を負わない。
- 6 第4条第3項から第5項までの規定は、オンライン開催時においても準用する。この場合において、「会議場」とあるのは「Web会議システム」と、「退場」とあるのは「退室」と読み替える。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月19日から施行し、同年7月1日から適用する。